

令和6年度榑原市地域型保育事業所設置運営事業者の公募に係る質問への回答（令和6年7月25日時点）

No.	質問内容	回答案	回答掲載日
1	提出書類一覧の提出の要否欄の「社福学法」は社会福祉法人および学校法人ですか？「左記以外」は株式会社という理解でよろしいですか？	お見込のとおり「社福学法」は社会福祉法人及び学校法人を指します。社会福祉法人・学校法人以外の株式会社やNPO法人等は「左記以外」に含まれます。	令和6年7月5日
2	隣接地地権者同意書ですが、テナントで運営する場合でも隣接の土地所有者の同意が必要でしょうか？	「隣接地地権者同意書」については、建物を新築して事業所を設置する場合に提出を求めるものですので、賃貸物件の改修等により実施する場合は提出不要です。	令和6年7月5日
3	提出書類一覧No.18について 「残高証明書」の発行日付ですが、応募日（必要書類提出日）が7月中であれば7月1日付、応募日が8月であれば8月1日付の書類が必要ですか？発行に1週間から10日ほど所与日数が必要ですので、7月末に7月1日付の書類を発行申請すると発行されるのが8月です。	ご指摘のとおり、発行申請から取得までに日数を要することから、応募日に関わらず、令和6年7月1日付又は8月1日付の残高証明書で可といたします。但し、複数ある場合は、すべて同日付で提出してください。	令和6年7月5日
4	提出書類No.19工程表について 既に保育園を運営中ですので工事が不要です。その状況でも工程表が必要なのでしょうか？	既に運営している施設の認可化等による実施のため、工事や新たな職員の確保等が不要である場合はその旨が分かるよう、任意様式に工程表を省略していること及びその理由を記載の上ご提出ください。	令和6年7月5日
5	提出書類No.24について 現在、応募を検討している賃借物件は、平成14年築で建築基準法上、新耐震基準の建物に該当しますが、検査済証が取得されておりません。そのため建築台帳記載事項証明書を取得しました。本物件は、建蔽率・容積率とも法定内のため、当時の慣例により検査済証が単純に取得されていないだけです。また、本物件の記載台帳上は、用途は倉庫兼共同住宅の表記ですが、現状は保育園と診療所が2軒です。建築基準法第6条および第87条に基づく用途変更は、令和元年6月時点では、専有面積が100㎡超（現在は200㎡超）の用途変更の場合、確認申請が必要となるのですが、当園は80㎡のため用途変更手続きが不要でした。このような状況下で、「建築基準法適合検査結果報告書」は取得不要ということではよろしいでしょうか？	記載いただいたケースにおいては、「建築台帳記載事項証明書」をご提出ください。（「建築基準法適合検査結果報告書」は不要です。） ⇒【回答修正】 取得いただいた「建築台帳記載事項証明書」に検査済証番号及び検査済証年月日が記載されている場合は「建築台帳記載事項証明書」をご提出ください。 「建築台帳記載事項証明書」に検査済証番号及び検査済証年月日が記載されていない場合は、「建築基準法適合検査結果報告書」のご提出をお願いします。	令和6年7月5日 令和6年7月25日 【回答修正】
6	提出書類No.25について 「新耐震基準を満たしていることを証明する書類」についてですが、確認済証の提出が必要ですか？平成14年の建築の物件の場合、建物謄本、建築計画概要書または建築台帳記載事項証明書で代用できるとはと思いますが、どうでしょうか？	新耐震基準を満たしていることを確認できる書類であれば、代用できます。昭和56年6月1日以降の確認済年月日が記載された建築台帳記載事項証明書であれば代用可能です。	令和6年7月5日
7	保育責任者配置予定者No.29について 保育責任者配置予定者とは、園長または施設長のことでしょうか？私は保育園も含めた法人の統括責任者ですが、園長も園全体の責任者です。 また、資格証明書とはなんですか？No.9の資格証明書とは違い、「身分証明書（破産等の確認）」ですか？それとまたの保育士証ですか？責任者が保育士ではない場合は何が該当しますか？	保育責任者配置予定者は保育に関する責任者となります。 施設長（管理者）が保育の全般において管理・監督等を行う場合は施設長についてご記入ください。 施設長が施設管理等の事務全般を担当し、例えば主任保育士が保育の管理・監督等を行う場合は当該主任保育士についてご記入ください。 なお、資格証明書については、様式4・様式8いずれも保育士資格や幼稚園教諭免許状等の幼児教育関係・社会福祉関係に係る資格証・免許状の写しをご提出ください。	令和6年7月5日
8	事業計画書について 小規模保育事業所Aの申請を致しますので、事業計画書のP11（小規模保育事業所C型及び家庭的保育事業所）以降は、未記入でよろしいですか？	P11については、小規模保育事業所C型及び家庭的保育事業所を応募される場合の職員配置計画等になりますので提出は不要ですが、P12～14は全ての種別についての共通書式となりますので提出願います。	令和6年7月5日
9	連携施設の概要について 私立幼稚園とは連携施設として提携しております（提携書類あり）、これ以外に連携先が必要なのであれば、3年保育を実施されている市立幼稚園3園（大成・耳成西・白檀）と連携はできますか？	卒園後の受け皿としての連携施設の設定については、就労等の保育の要件がある利用者の保育ニーズを卒園後も引き続き充足できるよう、保育時間・日数等が確保される必要があると考えております。 私立幼稚園における教育時間や預かり保育の実施状況等がこれを満たすものでない場合、評価に影響がある可能性がございます。 募集要項に記載のとおり、榑原市立幼稚園・こども園を連携施設として指定することも可能ですので希望する場合は応募申込書の提出前にこども政策課にご連絡の上、協議してください。	令和6年7月5日
10	雇用予定保育士等履歴書について 既に雇用しており、4月に新たに雇用する予定がない場合は不要でしょうか？パート職員を正社員に昇格させることは予定しておりますが、この書類が必要でしょうか？	様式10「雇用予定保育士等履歴書」は、保育事業等の運営実績がなく様式6「保育事業等運営実績概要」が作成できない場合に提出を求めるものですので、すでに事業を実施されている場合は提出不要です。	令和6年7月5日

11	貸借契約書について すでに貸借契約を締結しておりますが、貸借期間は平成30年7月1日～平成40年（令和10年）6月30日の10年間で、期間満了後は1年更新となっておりますが、これよろしいでしょうか？	記載のケースについては、募集要項4.（1）⑤（ア）に該当するものと考えていただいて差し支えありません。	令和6年7月5日
12	申し込みにあたり法人設立手続きを進めているが、定款の目的に、特別に入れなければならない事柄はあるか。また、株式会社なので、保育事業以外の目的が入っていても問題ないか。	本公募に当たり、応募いただく地域型保育事業の実施が可能となるよう手続きいただければその他定款等に記載いただくべき事柄は特段ありません。また、保育事業以外の目的が含まれていても差し支えありません。	令和6年7月5日
13	法人所在地は橿原市外でも問題ないか。	法人所在地は橿原市外でも構いません。	令和6年7月5日
14	整備費用について 「保育対策総合支援事業費補助金」を活用し、「橿原市民間保育所等運営補助金交付要綱」（平成21年橿原市告示第79条）に基づき、予算の範囲内で補助します。 と記載がございますが、具体的な金額についてお伺いしたく 基準額は3200万 3/4の補助率となり 補助上限額は、2400万という見込みでよろしいでしょうか？	令和6年度の国庫補助基準額（案）に基づく補助金の上限額は以下のとおりです。 なお、事業費に対象外経費が含まれている場合等、以下に記載のほか、応募者の負担が生じる場合がありますのでご承知おきください。 ①【小規模保育事業の場合】 32,448千円×3/4=24,336千円（1/4は設置主体負担） ②【家庭的保育事業の場合（保育所で実施）】 32,448千円 ③【家庭的保育事業の場合（保育所以外で実施）】 2,434千円	令和6年7月11日
15	提出書類No.5 事業者の決算書類及び予算書類一式について 決算書類は全体分（製造業と保育園2園が合算）でよろしいでしょうか？また、予算書類の最新年度は令和6年度分、開園予定の令和7年度分ではないという認識でよろしいでしょうか？予算書類は、部門が3つあれば3部門分（製造業+保育園2園）それぞれが必要でしょうか？	決算書については、各事業の内容と全体がわかるものについて提出願います。予算書についても、同様をお願いします。また、予算書について、最新年度が令和6年度であれば、それを提出願います。	令和6年7月25日
16	提出書類No.10の滞納のない証明書について 法人市民税の納税証明書だけで、法人税・消費税・県税・社会保険料・労働保険料などの証明書は不要でよろしいですか？各種方面への滞納はございません。	お見込みのとおりです。市税について、発行日現在において未納のない旨、但し書きのある証明書を提出願います。	令和6年7月25日
17	提出書類No.11の誓約書について 会社印の押印不要でよろしいですか？	お見込みのとおりです。	令和6年7月25日
18	提出書類No.16のパフレットについて 無い場合、これに代えて重要事項説明書でもよいですか？	重要事項説明書の提出でも構いません。	令和6年7月25日
19	保育責任者配置予定者には、副園長として現園長を配置しますので、代表取締役（非保育士）が兼務で園長に就任を予定しております。園長は園にかかわる人事労務全般を担当いたします。よろしいでしょうか？ また、代表取締役が園長として専従できるかについてですが、今回の認可の審査の可否にかかわらず、令和7年3月31日をもって本業の製造業を畳む予定をしておりますため、専従が可能となります。	募集要項上では、「現に運営する施設がある場合、実務を担当する幹部職員が保育所等で2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、または経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと」となっており、これを満たしていれば構いません。また、「地域型保育事業所での入所児童の保育に直接従事する職員については、他の施設の職員と兼ねないこと」となっており、園長が保育に従事しないのであれば、他園との兼務も、募集要項上は可能です。	令和6年7月25日
20	設置・運営に当たった補助等 2年前の募集要項には具体的な金額が記されていましたが今回は記されていません。金額・内容が変わるのでしょうか？変わる場合はどのように変わのでしょうか？	質問No.14の回答をご参照ください。	令和6年7月25日
21	真喜小学校、真喜北小学校区域は、幹線道路沿いなどで交通量も多く安全面の確保が難しいとします。隣の町などでは安全面も確保できるのではないかと考えています。この場合は認可条件として、待機児童の多い小学校区内がやはり最優先なのでしょうか？	募集要項に「待機児童の解消を目的としていることから、待機児童が多い地域周辺への設立を提案された事業者をより高く評価する」と記載してあるとおり、地域型保育事業所を運営する事業者を選定するに当たり、待機児童が多い地域周辺への設立を提案された事業者をより高く評価することになります。ただ、お見込みのとおり、幹線道路沿いで交通量が多い地区もありますので安全の確保方法についても、様式7（15）「安全対策（計画）について」や提出書類28「各種マニュアルや対応方針」で評価していくこととなります。なお、これは事業者選定における評価基準であり、認可条件とは異なります。	令和6年7月25日
22	【様式2】事業者概要書 別記1 役員名簿 役員とは社会福祉法人等に散見されますが我々は企業で理事長・理事はいません。代表取締役・取締役と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	令和6年7月25日
23	待機児童に関して、橿原市内の地域別、年齢別で過去3年～5年程度の推移を教えてください。	別添の資料を参照願います。	令和6年7月25日